証券コード　3910
平成28年６月８日

株 主 各 位

大阪市北区中崎西二丁目４番12号 梅田センタービル30F
株式会社　エムケイシステム
代表取締役社長　三　宅　　登

第28回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。
　さて、当社第28回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年６月22日（水曜日）午後５時45分までに到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。**

敬　具

記

1.　日　　時　　平成28年６月23日（木曜日）午前10時
2.　場　　所　　大阪市北区中崎西二丁目４番12号
　　梅田センタービル31Ｆ　ホワイトホール
3.　目的事項
　　報告事項　　第28期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件
　　決議事項
　　第１号議案　剰余金の処分の件
　　第２号議案　定款一部変更の件
　　第３号議案　取締役７名選任の件
　　第４号議案　監査役１名選任の件

以　上

１．当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
２．ご出席の株主様向けのお土産のご用意はございませんので、予めご了承ください。
３．株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス http://www.mks.jp/）に掲載させていただきます。

（添 付 書 類）

事 業 報 告

（自　平成27年４月１日
至　平成28年３月31日）

１．会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、政府の各種政策の効果を背景として企業収益や雇用情勢が改善され、個人消費も底堅く推移し、設備投資は持ち直しの動きが見られる等、緩やかな回復基調で推移したものの、中国をはじめとした新興国経済の減速に加え、為替や株価の変動による懸念などもあり、先行きに不透明感が増しております。

国内の情報サービス業界では、クラウドコンピューティングに代表されるサービス化の流れが一層加速する中、平成28年１月から実施されたマイナンバー制度への対応に備えた企業等のシステム投資が本格化しております。このような状況の中で、当社の主要市場である社会保険労務士市場におきましても、政府による行政手続のオンライン利用促進、マイナンバー制度への対応等により、業務システムを、電子申請機能を備えたクラウドサービスに移行、新規に導入する事務所が増加する傾向にあります。

このような環境下において、当社では外部連携APIを利用したe-Gov（電子政府の総合窓口）電子申請システムと社労夢システムの直接連携を実現し、電子申請手続きの利便性を高めるとともに、既存ユーザーに対して顧客紹介キャンペーン等の販売促進策を講じ、新規開拓に取り組んでまいりました。また、マイナンバー制度に対応した新サービスである「マイナde社労夢」を発売、「マイナンバー取得代行サービス」を開始するとともに、各種セミナーを通じて、販売促進活動を実施致しました。

その結果、ASPサービスは、主力の「ネットde社労夢」、「社労夢ハウス」、「ネットde事務組合」が堅調に推移し、加えて「マイナde社労夢」を新たに発売したことにより、ASPサービス売上高は686,883千円（前期比22.1％増）となりました。

また、システム構築サービスは、既存サービスに加え「マイナde社労夢」の初期設定も概ね堅調に推移した中、社労夢システムのカスタマイズ売上が好調に推移し、その結果、システム構築サービス売上高は149,021千円（前期比70.9％増）となり、クラウドサービス全体の売上高は835,904千円（前期比28.6％増）となりました。

システム商品販売につきましては、サプライ商品販売が伸び悩み、システム商品販売売上高は99,009千円（前期比4.9％減）となりました。

その他サービス売上高は、今期からの「マイナンバー取得代行サービス」の開始に伴い53,234千円となりました。

以上の結果、売上高は988,148千円（前期比31.0％増）となり、売上総利益は730,914千円（前期比36.1％増）、営業利益は319,010千円（前期比48.9％増）、経常利益は317,286千円（前期比61.3％増）、当期純利益は206,185千円（前期比61.7％増）となりました。

事業の部門別売上高

事業別		第27期 売上高	第28期 売上高
クラウドサービス		649,922 千円	835,904 千円
	ＡＳＰサービス	562,700	686,883
	システム構築サービス	87,222	149,021
システム商品販売		104,103	99,009
その他サービス		―	53,234
合計		754,026	988,148

（注） 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(3) 設備投資の状況

当事業年度中において実施した設備投資の総額は82,017千円であり、有形固定資産が20,907千円、無形固定資産が61,110千円であります。

(4) 財産及び損益の状況

区分	第25期	第26期	第27期	第28期（当事業年度）
売上高	559,686千円	674,002千円	754,026千円	988,148千円
経常利益	118,050千円	177,972千円	196,688千円	317,286千円
当期純利益	116,420千円	123,959千円	127,528千円	206,185千円
１株当たり当期純利益	14,135.52 円	15,030.87 円	58.96 円	77.84 円
総資産	368,787千円	572,314千円	989,833千円	1,159,861千円
純資産	151,716千円	292,675千円	745,424千円	925,120千円

（注）１．１株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づいて算出しております。

２．当社は、平成26年７月31日付で普通株式１株につき50株の株式分割及び平成27年８月１日付で普通株式１株につき５株の株式分割を行いましたが、第27期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり当期純利益を算定しております。

(5) 対処すべき課題

当社の主要事業であるクラウドサービスの更なる拡大を図るために、以下の施策を実施してまいります。

①次世代ASP製品の開発について

インターネット運用に適した言語による社労夢ASPシステムの再構築

②人材の育成・確保について

・ソフト開発技術要員の育成と確保

Webに最適な画面設計、データベース設計の技術を有する人材の更なる育成と新規採用

・サポート体制の強化

ユーザーの幅広い問合せニーズに対応できるシステムの導入とアウトソースの活用、サポート要員の更なる育成と新規採用

③一般事業会社等への拡販について

当社保有ソフトウェア資産（給与計算、就業管理、従業員台帳管理等）の活用による、一般事業会社市場への参入

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 主要な事業内容（平成28年３月31日現在）

事業		主要サービス
クラウドサービス	ＡＳＰサービス	社会保険労務士事務所向け、社会保険、労働保険、給与計算等のASPサービス、及びサポートサービスの提供
	システム構築サービス	ASPサービスを稼働させる為の初期設定、及びカスタマイズサービスの提供
システム商品販売		ASPサービスの稼働に付随した端末機器、及び給与・労働保険関連帳票等の販売
その他サービス		社会保険労務士、一般事業会社の人事総務部門の業務に関連し、当社が付随的に提供するサービス

(7) 主要な営業所（平成28年３月31日現在）

名　　称	所　　在　　地
本　　社	大阪市北区中崎西二丁目４番12号　梅田センタービル30Ｆ
大阪オフィス	大阪市北区中崎西二丁目４番12号　梅田センタービル30Ｆ
東京オフィス	東京都港区
名古屋オフィス	愛知県名古屋市中区
福岡オフィス	福岡県福岡市中央区
二戸開発センター	岩手県二戸市

(8) 従業員の状況（平成28年３月31日現在）

従業員数（人）	前期末比増減数	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）
44（5）	12（-）	40.9	6.0

（注）１．従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（臨時従業員）は、最近１年の平均人員を（　）外数で記載しております。
２．従業員増加の主な理由は、営業人員及びサポート体制の強化によるものであります。

(9) 重要な親会社及び子会社の状況
該当事項はありません。

(10) 主要な借入先及び借入額（平成28年３月31日現在）

借　　入　　先	借　　入　　額
株式会社りそな銀行	56,658千円

(11) その他会社の現況に関する重要な事項
該当事項はありません。

２．会社の株式に関する事項（平成28年３月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　　8,000,000株

(2) 発行済株式の総数　　2,649,000株

(3) 株主数　　2,133名

(4) 大株主（上位10位）

株主名	持株数	持株比率
株式会社エヌエムファミリー	600,000株	22.65%
エムケイシステム従業員持株会	239,400	9.04
朝倉嘉嗣	75,000	2.83
中村一三	70,000	2.64
株式会社穂乃ハウス	70,000	2.64
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	61,500	2.32
株式会社ＳＢＩ証券	51,900	1.96
株式会社日本自動調節器製作所	50,000	1.89
日本証券金融株式会社	49,500	1.87
宮本妙子	48,250	1.82

(注)　自己株式は所有しておりません。

(5) その他株式に関する重要な事項

平成27年８月１日付で１株に対し５株の割合で株式分割を行ったことにより、発行済株式の総数が2,119,200株増加しております。

３．当社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日に当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

名　　称	第２回新株予約権
新株予約権の数	120個
保有人数 当社取締役	 ４名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式　30,000株
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権１個当たり　50,000円 （１株当たり　200円）
新株予約権の行使期間	平成28年３月21日から平成33年３月20日まで
新株予約権の主な行使条件	①新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、新株予約権者が任期満了を理由に当社の取締役を退任した場合、または、新株予約権者が定年を理由に当社を退職した場合により退任・退職した場合で、当社の取締役会が特に認めて新株予約権者に書面で通知したときは、引続き新株予約権を退任・退職後1年間行使することができる。 ②新株予約権者は、新株予約権の割当後、権利行使時までに、禁錮刑以上の刑に処せられていないこと、当社の就業規則により降任・降格以上の制裁を受けていないこと、及び当社指定の書面により新株予約権の全部または一部を破棄する旨を申し出ていないことを要する。 ③新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

（注）　平成27年６月24日開催の取締役会決議により、平成27年８月１日付で当社普通株式１株を５株に分割しております。上表の「新株予約権の目的である株式の種類及び数」に記載の株式数は分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の内容の概要
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権に関する重要な事項
該当事項はありません。

４．会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（平成28年３月31日現在）

地　　位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	三　宅　　登	
取　締　役	朝　倉　嘉　嗣	経営企画室長
取　締　役	中　村　一　三	技術一部長
取　締　役	宮　本　妙　子	管理部長
取　締　役	荒　木　正　暢	技術二部長
取　締　役	野　村　公　平	野村総合法律事務所代表 アルインコ株式会社社外監査役
監査役（常　勤）	佐　藤　勝　義	
監　査　役	石　川　勝　啓	石川勝啓税理士事務所代表
監　査　役	渡　部　靖　彦	ひびき監査法人代表社員 株式会社ケー・エフ・シー社外監査役 学校法人立命館監事

（注）１．取締役野村公平氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
２．監査役石川勝啓氏及び渡部靖彦氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
３．監査役石川勝啓氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
４．監査役渡部靖彦氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
５．取締役野村公平氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
６．当事業年度の取締役及び監査役の異動は次のとおりであります。
(1) 平成27年６月24日開催の第27回定時株主総会において、取締役に野村公平氏が新たに選任され、就任いたしました。
(2) 平成27年６月24日開催の第27回定時株主総会終結の時をもって、監査役野村公平氏は辞任により退任いたしました。
(3) 平成27年６月24日開催の第27回定時株主総会において、監査役に渡部靖彦氏が新たに選任され、就任いたしました。
７．当社は、取締役野村公平氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
８．当社は、監査役石川勝啓氏及び渡部靖彦氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に規定しており、社外取締役及び社外監査役全員との間で責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に規定する最低責任限度額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

当事業年度に係る報酬等の総額

区　　分	支 給 人 員（名）	報酬等の総額（千円）
取　締　役	6	54,560
監　査　役	4	9,180
合　計 （うち社外役員）	10 (4)	63,740 (4,160)

（注）１．野村公平氏は、平成27年６月24日開催の第27回定時株主総会において監査役を退任した後、取締役に就任したため、人数及び支給額について監査役期間は監査役（社外監査役）に、取締役期間は取締役（社外取締役）に含めて記載しております。

２．取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

３．取締役の報酬限度額は、平成20年６月16日開催の株主総会決議において年額100百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。

４．監査役の報酬限度額は、平成20年６月16日開催の株主総会決議において年額20百万円以内と決議いただいております。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

社外役員の重要な兼職先と当社との間には、人的関係、資本的関係又は取引関係その他利害関係はありません。

② 社外役員の主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	野村公平	就任後開催された取締役会には、14回中13回出席し、必要に応じ、弁護士としての経験及び専門的見地から、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。
監査役	石川勝啓	当事業年度に開催された取締役会には、18回すべて、監査役会には、17回中16回出席し、必要に応じ、税理士としての経験及び専門的見地から、当社の財務及び会計を中心に幅広く発言を行っております。
監査役	渡部靖彦	就任後開催された取締役会には、14回中13回、監査役会には、13回すべてに出席し、必要に応じ、公認会計士として培ってきた豊富な経験及び見地から、適宜発言を行っております。

５．会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額（千円）
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	9,360
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	9,360

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

２．監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第１項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

６．会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、当社の業務の適正を確保するための体制の整備をするため、平成19年９月に「内部統制システム構築の基本方針」を取締役会で決議、平成27年５月に以下の内容に改定し、この方針に基づいた運営を行っております。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

a.「企業倫理規程」、「コンプライアンス規程」及び「コンプライアンスマニュアル」を規定し、法令・定款及び社会規範を遵守するよう啓蒙・教育活動を推進する。

b. 代表取締役社長は、コンプライアンス総括責任者として管理部長を任命し、管理部において、コンプライアンス体制の構築、維持、整備にあたる。

c. 内部通報制度として、管理部長、常勤監査役、顧問弁護士を通報窓口とする体制を構築し、不正行為等の防止及び早期発見を図る。通報者は不利益な扱いを受けない。

d. 監査役は、「監査役会規程」、「監査役監査規程」に基づき、取締役の職務執行状況を監査する。法令及び定款に適合しないまたはその恐れがあると判断したときは取締役会で意見を述べ、状況によりその行為の差止めを請求できる。

e. 内部監査担当者は、「内部監査規程」に基づき、取締役及び使用人の法令・定款及び社内規程の遵守状況、職務執行の手続き及び内容の妥当性につき、定期的に内部監査を実施し、代表取締役社長にその結果を報告する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

a. 株主総会及び取締役会の議事、その他重要な情報については、法令及び「文書管理規程」他の諸規程に基づき、適切に記録し、定められた期間保存する。

b. 代表取締役社長は、取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理について、管理部長を総括責任者として任命する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

a. リスク管理に関し、必要な規程及びマニュアルを整備し、横断的な会合を行うことで、リスクの早期発見と未然防止を図る。

b. 代表取締役社長は、リスク管理体制を明確化するため、経営企画室長をリスク管理に関する総括責任者として任命する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

a. 取締役会は、「取締役会規程」に基づき、月１回の定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を招集し、法定事項・重要事項の決議及び業務執行状況の報告を行う。

b.「組織規程」「業務分掌規程」「職務権限規程」等、各種社内規程を整備し、権限委譲及び責任の明確化を図り、効率的かつ適正な職務の執行が行われる体制を構築する。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

現在、当社に子会社等は存在しないが、将来において子会社等を設立する場合には、企業集団全体で内部統制の徹底を図るべく以下の体制を整備する。

a．子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

b．子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

c．子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

d．子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の会社への報告に関する体制

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

a．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議のうえ、内部監査担当の使用人を監査役を補助すべき使用人として指名することができる。

b．補助すべき使用人の任命、解任、人事異動等については、監査役会の同意を得たうえで決定することとする。

c．指名された使用人への指揮命令権は、監査役が指定する補助すべき期間中は監査役に移譲されたものとし、取締役からの指揮命令を受けない。

⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

a．監査役は、必要に応じていつでも、取締役会及びその他重要と思われる会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況を聴取する。

b．監査役は、稟議書類等業務執行に係る重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人に報告を求めることとする。

c．監査役に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制とする。

⑧ 監査役の職務の遂行について生じる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の遂行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の遂行について生じる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の遂行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理するものとする。

⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

a．監査役は、毎月１回以上監査役会を開催し、監査役間の情報交換・協議を行うことにより、監査の実効性を高める。

b．監査役は、代表取締役社長、監査法人、内部監査担当者と定期的に会合を持ち、それぞれ意見交換を行うことにより監査の実効性を高める。

⑩ 財務報告の適正性を確保するための体制

財務報告の適正性を確保するため、全社的な統制活動及び各業務プロセスの統制活動を強化し、その運用体制を構築する。

⑪ 反社会的勢力排除に向けた体制

反社会的勢力対応マニュアルを定め、反社会的勢力との取引を一切遮断するとともに、反社会的勢力からの被害を防止する体制とする。

(2) 業務の適正を確保する体制の運用状況

当社のコーポレート・ガバナンスの充実に向けた最近１年間（当事業年度の末日から遡って１か年）における実施状況は次のとおりであります。

①取締役会を18回開催し、法令等に定められた事項や経営方針・予算の策定等経営に関する重要事実を決定し、月次の経営業績の分析・対策・評価を検討するとともに法令・定款等への適合性及び業務の適正性の観点から審議いたしました。

②監査役会を17回開催し、監査方針、監査計画を協議決定し、重要な社内会議への出席、業務及び財産の状況の監査、取締役の職務執行の監査、法令・定款等への遵守について監査いたしました。

③財務報告への信頼性に及ぼす影響の重要性に鑑み、策定した実施計画に基づき内部統制評価を実施いたしました。また、決算開示資料については、取締役会に付議したのち開示を行うことにより適正性を確保いたしました。

④情報セキュリティ対策として、個人情報を含めた会社の機密情報の漏えい防止を目的とした社員教育を実施したほか、文書やデータの管理・廃棄方法のさらなる厳格化を図りました。

⑤内部監査担当が作成した内部監査計画に基づき、当社の内部監査を実施いたしました。

（注） 本報告書中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

（平成28年３月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	975,344	流動負債	189,475
現金及び預金	757,971	買掛金	10,174
売掛金	192,569	一年以内返済予定の長期借入金	20,004
商品	5,420	リース債務	7,069
貯蔵品	199	未払金	20,328
前払費用	7,420	未払消費税等	23,632
繰延税金資産	11,377	未払費用	15,408
その他	385	未払法人税等	72,214
固定資産	184,517	前受金	391
有形固定資産	84,082	預り金	1,678
建物	21,086	賞与引当金	18,333
車両運搬具	0	その他	240
工具、器具及び備品	38,052	固定負債	45,265
土地	11,078	長期借入金	36,654
リース資産	13,865	リース債務	8,611
無形固定資産	73,924	負債合計	234,741
ソフトウエア	65,553	純資産の部	
ソフトウエア仮勘定	7,452	株主資本	925,120
電話加入権	917	資本金	212,610
投資その他の資産	26,509	資本剰余金	191,790
出資金	70	資本準備金	179,610
差入保証金	23,828	その他資本剰余金	12,180
繰延税金資産	2,512	利益剰余金	520,720
その他	98	その他利益剰余金	520,720
		繰越利益剰余金	520,720
		純資産合計	925,120
資産合計	1,159,861	負債・純資産合計	1,159,861

（注） 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（自　平成27年４月１日
至　平成28年３月31日）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		988,148
売上原価		257,233
売上総利益		730,914
販売費及び一般管理費		411,904
営業利益		319,010
営業外収益		
受取利息	31	
受取配当金	1	
雑収入	90	123
営業外費用		
支払利息	1,439	
雑損失	408	1,847
経常利益		317,286
特別損失		
固定資産除却損	201	
減損損失	6,673	6,874
税引前当期純利益		310,412
法人税、住民税及び事業税	107,227	
法人税等調整額	△3,000	104,226
当期純利益		206,185

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（自　平成27年４月１日
至　平成28年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金		
当期首残高	212,610	179,610	12,180	191,790	341,024	745,424	745,424
当期変動額							
剰余金の配当					△26,490	△26,490	△26,490
当期純利益					206,185	206,185	206,185
当期変動額合計	―	―	―	―	179,695	179,695	179,695
当期末残高	212,610	179,610	12,180	191,790	520,720	925,120	925,120

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

Ⅰ．重要な会計方針に係る事項に関する注記

１．たな卸資産の評価基準及び評価方法

商　　品

先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

２．固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

但し、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）については定額法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	３～50年
車両運搬具	２～３年
工具、器具及び備品	３～８年

②無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウエアについては５年、販売用ソフトウエアについては３年の定額法により償却しております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

３．引当金の計上基準

賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上しております。

４．消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

Ⅱ．貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額　　113,009千円

Ⅲ．損益計算書に関する注記

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

用　途　（場　所）	種　類	減損損失（千円）
社宅（福岡市中央区）	建物及び土地	6,673

当社は、継続してキャッシュ・フローの把握が可能な最小の単位で資産をグルーピングしており、遊休資産については個々の資産をグルーピングの最小単位としております。当該資産の回収可能価額は、不動産鑑定評価額等に基づいて算定しており、減損損失の内訳は、建物1,466千円、土地5,206千円であります。

Ⅳ．株主資本等変動計算書に関する注記

１．当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当事業年度期首	増　加	減　少	当事業年度末
普通株式(株)	529,800	2,119,200	―	2,649,000

(変動事由の概要)

平成27年８月１日付株式分割(１株を５株に分割)による増加　　2,119,200株

２．剰余金の配当に関する事項

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	１株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成28年６月23日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	39,735千円	15円	平成28年３月31日	平成28年６月24日

Ⅴ．税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	4,913千円
賞与引当金	5,648千円
未払費用	816千円
減価償却超過額	456千円
減損損失	2,056千円
その他	199千円
繰延税金資産小計	14,090千円
評価性引当額	△199千円
繰延税金資産合計	13,890千円

繰延税金資産合計は、貸借対照表の以下の項目に含まれています。

流動資産―繰延税金資産	11,377千円
固定資産―繰延税金資産	2,512千円

Ⅵ. 金融商品に関する注記

１．当社は、運転資金、設備資金についてはまず営業キャッシュ・フローで獲得した資金を投入し、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。また、資金運用については、短期的な預金等に限定しております。
売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク軽減を図っております。
なお、平成20年８月度定例取締役会にて、有価証券及びデリバティブ取引に代表される変動リスクのある商品には投資を行わないと決議しております。

※金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

２．金融商品の時価等に関する事項
平成28年３月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表には含まれておりません。

	貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	757,971	757,971	－
(2) 売掛金	192,569	192,569	－
資　産　計	950,541	950,541	－
(1) 買掛金	10,174	10,174	－
(2) 未払金	20,328	20,328	－
(3) 未払費用	15,408	15,408	－
(4) 未払消費税等	23,632	23,632	－
(5) 未払法人税等	72,214	72,214	－
(6) 長期借入金(※)	56,658	56,398	△259
(7) リース債務(※)	15,681	15,399	△282
負　債　計	214,097	213,555	△542

(※) １年内返済予定のものを含んでおります。

（注１）金融商品の時価の算定方法

資　産

(1)現金及び預金、(2)売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負　債

(1)買掛金、(2)未払金、(3)未払費用、(4)未払消費税等、(5)未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6)長期借入金

長期借入金のうち、固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(7)リース債務

元利金の合計額を同様の新規リースを行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額（千円）
差入保証金	23,828

差入保証金については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表には含めておりません。

（注３）金銭債権の決算日後の償還予定額

	１年以内（千円）	１年超（千円）
現金及び預金	757,971	－
売　掛　金	192,569	－

（注４）長期借入金及びその他の有利子負債の返済予定額

	１年以内（千円）	１年超５年以内（千円）	５年超10年以内（千円）	10年超（千円）
長期借入金	20,004	36,654	－	－
リース債務	7,069	8,611	－	－

Ⅶ. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

Ⅷ. １株当たり情報に関する注記

１．１株当たり純資産額　　349円23銭

２．１株当たり当期純利益　　77円84銭

（注）当社は平成27年６月24日開催の取締役会により、平成27年８月１日を効力発生日として、普通株式１株につき５株の割合で株式分割を行っておりますが、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり当期純利益を算定しております。

Ⅸ. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年５月９日

株式会社エムケイシステム
取締役会　御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員　公認会計士　　柳　　承煥 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員　公認会計士　　宮内　　威 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社エムケイシステムの平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第28期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第28期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査担当その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年５月10日

株式会社エムケイシステム　監査役会

常勤監査役　　佐　藤　勝　義　　㊞

社外監査役　　石　川　勝　啓　　㊞

社外監査役　　渡　部　靖　彦　　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、株主の皆様への安定的な利益還元を重視するとともに、当事業年度の業績及び財政状態等を総合的に勘案し、以下のとおり当期の期末配当をさせていただきたいと存じます。

１．配当財産の種類
金銭といたします。

２．配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式１株につき金15円
総額　　39,735,000円

３．剰余金の配当が効力を生じる日
平成28年６月24日

第２号議案　定款一部変更の件

１．変更の理由

監査役として幅広く有能な人材を迎えられるよう環境を整備し、その職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるよう、賠償責任を予め限定する契約を締結できる旨の規定を新設するものであります。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現　行　定　款	変　　更　　案
（社外監査役の責任免除） 第41条　当会社は、会社法第427条第１項の規定により社外監査役との間で、会社法第423条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の最高限度額は、法令に定める額とする。	（監査役の責任免除） 第41条　当会社は、会社法第427条第１項の規定により監査役との間で、会社法第423条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の最高限度額は、法令に定める額とする。

第３号議案　取締役７名選任の件

本総会の終結の時をもって取締役全員６名が任期満了となりますので、今後の事業拡大のため１名増員し、取締役７名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏　名（生年月日）	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	三宅　登 （昭和30年２月26日生）	昭和55年４月　東芝ビジネスコンピュータ株式会社(現 東芝ソリューション販売株式会社)入社 平成２年４月　当社入社 平成３年３月　当社代表取締役社長（現任）	28,250株
2	中村一三 （昭和23年12月12日生）	昭和57年10月　日本総合システム株式会社入社 平成12年４月　株式会社ヒューマック常務取締役 平成16年10月　当社入社 平成17年４月　当社取締役技術部長 平成21年４月　当社取締役技術一部長（現任）	70,000株
3	宮本妙子 （昭和36年５月25日生）	昭和56年４月　株式会社河合楽器製作所入社 昭和59年７月　株式会社大阪トスバック(現 東芝ソリューション販売株式会社)入社 平成２年10月　当社入社 平成18年10月　当社取締役管理部長（現任）	48,250株
4	荒木正暢 （昭和39年11月９日生）	平成元年４月　日本エス・イー株式会社(現 ネクストウェア株式会社)入社 平成20年７月　当社入社 平成21年６月　当社取締役技術二部長（現任）	20,000株
5 ※	平松忠之 （昭和31年９月24日生）	昭和55年４月　東芝ビジネスコンピュータ株式会社(現 東芝ソリューション販売株式会社)入社 平成６年９月　当社入社 平成21年４月　当社営業部部長 平成28年４月　当社営業統括（現任）	18,833株
6 ※	筒井　努 （昭和42年７月18日生）	平成15年２月　株式会社シュリット入社 平成16年８月　株式会社エスメディサ入社 平成18年１月　株式会社アドバンテッジリスクマネジメント入社 平成27年９月　当社経営企画室部長（現任）	500株
7	野村公平 （昭和23年５月12日生）	昭和52年４月　西川・野村法律事務所（現 野村総合法律事務所）設立（現任） 平成11年４月　大阪弁護士会副会長 平成16年６月　アルインコ株式会社社外監査役（現任） 平成19年２月　当社社外監査役 平成27年６月　当社社外取締役（現任）	―

（注）１．※は新任の取締役候補者であります。
２．各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
３．取締役候補者の所有する当社の株式数は、平成28年３月31日現在の状況を記載しております。なお、取締役候補者平松忠之氏の所有する当社株式は、エムケイシステム従業員持株会を通じての保有分であります。本議案をご承認いただき、同氏が取締役に就任した場合には、エムケイシステム従業員持株会の規約に基づき、持分引出等の退会に際しての処理が行われます。
４．取締役候補者野村公平氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
５．野村公平氏は、弁護士として法務に関する豊富な知識・経験、及び上場企業の社外監査役としての経験を有しており、当社社外監査役在任期間においては独立した立場から活発な意見を述べ、その職責を十分に果たしていただいております。同氏は当社の業務内容に精通しており、今後は経営陣の一員として当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンスの更なる強化に寄与いただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。また、同氏が当社社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって１年であります。
６．当社は野村公平氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結していますが、野村公平氏の選任が承認された場合、同契約を継続いたします。

第４号議案　監査役１名選任の件

監査役佐藤勝義氏は、本株主総会終結の時をもって辞任されますので、監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、櫻井良平氏は佐藤勝義氏の補欠として選任されることとなりますので、その任期は当社定款の定めにより、退任された監査役の任期の満了すべき時までとなります。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏　名（生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
櫻　井　良　平（さくらい　りょうへい） （昭和30年７月11日生）	昭和54年４月　株式会社大和銀行（現 株式会社りそな銀行）入行 平成９年７月　同行新金岡支店支店長 平成18年８月　りそな保証株式会社入社 平成19年６月　同社執行役員 平成23年６月　同社取締役 平成26年４月　近畿大阪信用保証株式会社取締役副社長 平成28年６月　当社顧問（現任）	―

（注）１．監査役候補者櫻井良平氏は、新任の監査役候補者であります。

２．候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

３．第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、櫻井良平氏の監査役選任が承認された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

以　上

〈メ　モ　欄〉

株主総会会場ご案内図

会　　場：大阪市北区中崎西二丁目４番12号　梅田センタービル31Ｆ　ホワイトホール

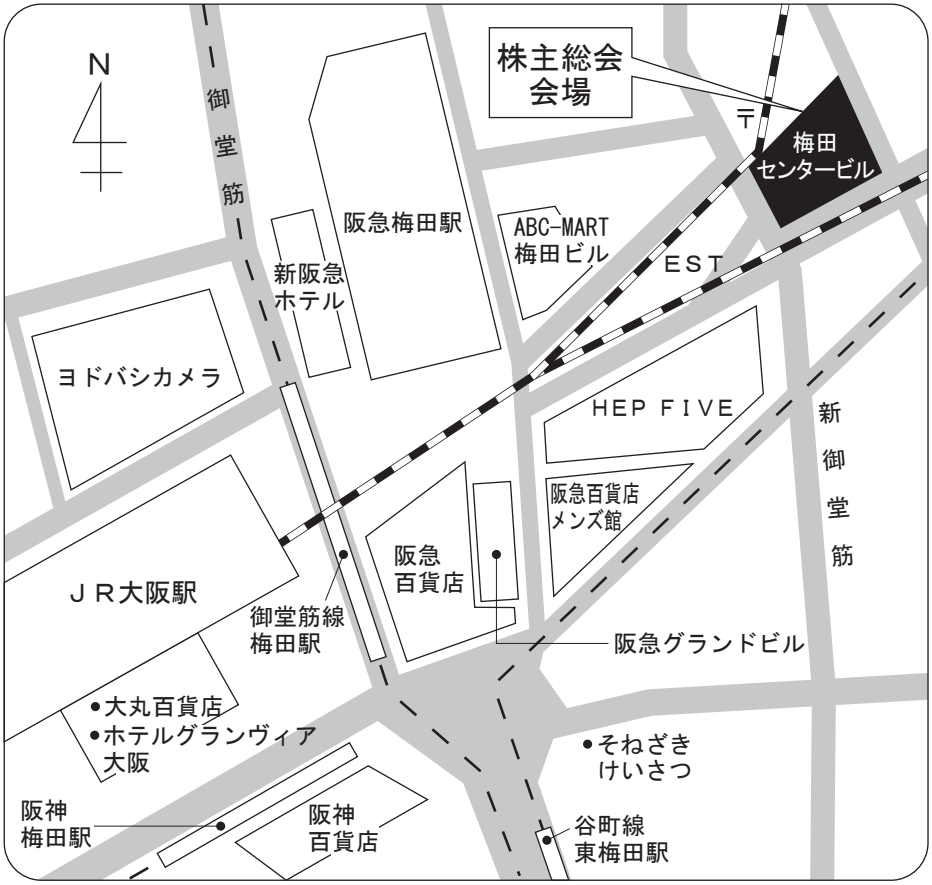

交通のご案内：阪急梅田駅より徒歩６分
地下鉄梅田駅・東梅田駅より徒歩６分
ＪＲ大阪駅より徒歩９分
阪神梅田駅より徒歩９分

※当日は、本総会専用の駐車場・駐輪場のご用意ができませんので、公共の交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。